

福祉用具貸与

- ・ 特定福祉用具販売
利用契約書

福祉用具のリリーフ

福祉用具貸与・特定福祉用具販売

利用契約書

様（以下「利用者」という）と富田ケアセンター有限会社
以下「事業者」という）は、利用者が福祉用具のリリーフ（以下「事業所」という）において、事業者から提供される福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービス（以下「福祉用具サービス」という）について、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者が適切な福祉用具・特定福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、福祉用具サービスを提供します。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の契約期間は契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（福祉用具サービス）

- 1 本契約において「福祉用具サービス」とは、事業者が専門的知識に基づいて適切な福祉用具・特定福祉用具の選定に関する相談・助言を行い、利用者に応じて選定された福祉用具を貸与・特定福祉用具を販売するサービスをいうものとします。
- 2 本契約において「福祉用具」とは、利用者の心身の機能を補い又はその介護に必要な福祉機器・介護用品をいい、重要事項説明書に記載の貸与・販売する福祉機器・介護用品をいうものとします。
- 3 事業者が利用者に対して実施する福祉用具サービスの内容、費用等の事項は、別紙「福祉用具貸与契約書」又は「福祉用具販売契約書」に定める通りとします。

第4条（サービス従事者）

- 1 本契約において「サービス従事者」とは福祉用具専門相談員等、福祉用具サービスを提供するために事業者が使用する者をいうものとします。
- 2 事業者は、福祉用具に関する専門知識を有し、利用者及びその介護者等に対して適切な相談・援助等を行うことのできるサービス従事者を選任し、福祉用具サービスの提供にあたるものとします。

第5条（福祉用具の選定・変更、提供の中止）

- 1 事業者は、福祉用具の選定にあたって、サービス従事者によって利用者の心身・生活の状況、福祉用具を設置・使用する環境等について聴取するものとします。
 - 2 事業者は前項の聴取に基づいて、利用者及びその介護者等に対して適切な福祉用具について説明を行い、利用者及びその介護者等と協議して福祉用具を選定します。
 - 3 事業者は定期的に又は契約者の要請に応じて、福祉用具の使用状況並びに利用者の心身・生活の状況等を確認するものとします。
 - 4 前項の結果又は医師・居宅介護支援事業者の助言・指導に基づいて、福祉用具の変更もしくは提供中止の必要があると認められた場合には、事業者は利用者及びその介護者等と協議して福祉用具を変更し又はその提供を中止するものとします。
- 但し、本契約に基づく福祉用具サービスの提供について居宅介護サービス計画が作成されている場合には、事業者は居宅介護支援事業者に対して居宅サービス計画の変更を要請するものとします。
- 5 利用者及びその介護者等は、福祉用具の選定・変更などに関する主治医・医療機関その他関係機関との連携（助言・指導等）について、事業者に協力するものとします。

第6条（福祉用具の納品）

- 1 事業者は、福祉用具を利用者へ引き渡すにあたって、サービス従事者によって組立・設置を行い、福祉用具の作動具合及び利用者への適合状況を確認するものとします。
- 2 事業者は、福祉用具を利用者へ引き渡すにあたって、利用者及びその介護者等に対して福祉用具の使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を説明し、取扱説明書を交付するものとします。

第 7 条（福祉用具の修理・交換）

- 1 利用者は、本契約に定めた福祉用具と異なるものが納品され、又は使用中の福祉用具について故障・破損が発生したことを発見した場合には、速やかにこれを事業者へ通知し、事業者は当該福祉用具について修理又は交換を行うものとしします。
- 2 前項の修理・交換に伴う費用は原則として事業者が負担するものとしします。但し、利用者又はその介護者等が事業者もしくはサービス従事者の指示・説明に反して福祉用具を使用したために故障・破損が発生した場合には、この費用は利用者が負担するものとしします。

第 8 条（福祉用具の回収）

- 1 事業者は、本契約の終了又は福祉用具の交換・変更等により利用者から当該福祉用具の回収依頼を受けた場合には、速やかに当該福祉用具を回収するものとしします。
- 2 前項の場合に、利用者は、契約終了日又は回収依頼日までの料金算定方式に応じて所定のサービス利用料金を支払うものとしします。
- 3 前項の契約終了日とは、利用者から回収依頼のあった日又は回収依頼日以降の契約者が希望する日を指すものとしします。
- 4 福祉用具の利用場所が事業者のサービス区域外にある場合には、利用者は事業者へ別途費用（回収料金）を支払うものとしします。

第 9 条（運営規定の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとしします。
- 2 本契約における運営規定については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して、事前に説明することとしします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第 10 条（サービス利用料金の支払い）

- 1 利用者は、サービスの対価として別紙「福祉用具貸与契約書」又は「福祉用具販売契約書」に定める料金をもとに計算された貸与の場合は月ごとの利用料、販売の場合にはその合計額を支払います。
- 2 事業者は当月料金の合計額の請求書を、翌月 10 日以降に利用者に発行し、利用者はその料金を事業者が指定する銀行振込み・口座引落としまたは受付窓口により支払うものとしします。なお、料金の支払を受けたときは、利用者に対し

領収書を発行します。

3 事業者の料金体系は、介護保険法に定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

4 公的介護保険が適用とならない場合は、利用料金全額が利用者の負担となり、別途消費税をお支払いただきます。

5 本契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令の改正によりサービス利用料金、又は利用者の負担金の改正が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合事業者は、法令改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。

6 利用者は、いかなる理由による契約の終了であっても、すでに提供したサービスについては、所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

第 11 条（料金体系の変更）

1 事業者はやむをえない事情により所定の料金体系を変更した場合には、本契約の有効期間中であっても契約者に対してサービス利用料金の増額又は減額を求めることができます。この場合、事業者は利用者に対して、1ヶ月前に文書を持って通知するものとします。

2 利用者は、前項の変更を了承することができない場合には、本契約を解約することができます。

3 前項の場合には利用者は、契約解除日までの料金算定方式に応じて所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

第 12 条（事業者、利用者及びその介護者等の義務）

1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮を行います。また、福祉用具について定められた使用方法及び使用上の注意事項を遵守するものとし、利用者及びその介護者等に定められた使用方法及び使用上の注意事項を遵守させるものとします。

2 事業者及び利用者は、事業者の承諾を得ることなく福祉用具の仕様変更、加工・改造、分解・組立等を行うことはできません。

3 事業者及び利用者は、事業者の承諾を得ることなく本契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し又は転貸することはできません。

4 利用者は、転居、入院・死亡等、福祉用具の利用状況に変更があった場合には、速やかに事業者に通知するものとします。

5 利用者は、福祉用具の設置場所の変更または利用場所の変更が必要になった場合には、事業者事前に内容を知り、通知するものとします。原則として福祉用具の移動は事業者が行い、利用者は別紙「福祉用具貸与契約書」に定めた手数料を事業者に支払うものとします。

6 事業者は、契約者に対する福祉用具サービスの提供について記録を作成し、

それを 5 年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧することができる。

第 13 条（守秘義務等）

1 事業者及びサービス従事者は、福祉用具サービスを提供するうえで知り得た利用者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者または利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第 14 条（その他の義務）

1 事業者は、利用者に対する福祉用具サービスの実施について記録を作成し、5 年間は保管するとともに、利用者又はその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を実費負担で交付するものとします。

2 事業者は、福祉用具サービスの提供のために準備した福祉用具及びその消毒・保管点検・運搬等について、安全衛生をふまえて適切な管理を行うものとします。

第 15 条（苦情解決）

利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情窓口で苦情を申し立てることができます。

第 16 条（事業者の損害賠償責任）

事業者は、福祉用具の故障・欠陥により、もしくは福祉用具サービスの実施に伴って、又は第 12 条に定める守秘義務に違反して、利用者又はその介護者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけた場合には、その損害を賠償するものとします。

第 17 条（事業者の責に帰すべからざる事由）

福祉用具サービスの実施に伴って、事業者の責めに帰すべからざる事由によって生じた損害は賠償されません。

特に以下の事由に該当する場合には、事業者は損害賠償義務を負いません。

一 利用者が、利用者の疾患・心身状態及び福祉用具の設置・使用環境等、福祉用具の選定に必要な事項についてこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。

二 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した福祉用具サービスを原因としない理由に起因して損害が発生した場合。

三 利用者又はその介護者等が、事業者及びサービス従事者の指示・説明に反し、又は第 11 条第 2 項の定め反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

第 18 条（契約者の損害賠償責任）

事業者は、契約者の故意又は過失によって福祉用具が消失し、又は回収した福祉用具について通常の使用状態を超える極度の破損・汚損等が認められる場合には、利用者に対して補修費もしくは弁償費相当額の支払を請求することができます。

第 19 条（利用者からの中途解約）

1 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- 一 第 9 条第 3 項、第 10 条第 2 項により本契約を解約する場合
- 二 利用者が入院した場合
- 三 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

2 利用者は、前項の事由がなくとも、本契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 3 日前までに事業者へ通知するものとします。

第 20 条（利用者による契約解除）

利用者は、事業者が次の事項に該当する場合には、前条の規定に関わらず、直ちに本契約を解除することができます。

- 一 事業者が、利用者又はその家族等に対し、不法行為を行った場合。
- 二 事業者が、第 12 条に定める義務に違反した場合。
- 三 事業者が、正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合。
- 四 事業者が、破産、民事再生、会社更生、会社整理もしくは特別清算を申し立て、又は申し立てを受けた場合。
- 五 上記各号のほか、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第 21 条（事業者からの契約解除）

1 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者による、第 9 条に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅滞し相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 22 条（天災等不可抗力）

- 1 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、その後、事業者は契約者に対してさらに当該サービスを提供すべき義務を負いません。
2. 前項の場合に、利用者は事業者に対して、すでに実施したサービスについて所定のサービス利用料金の支払義務を負うものとします。

第 23 条（契約期間・更新・終了、契約終了に伴う援助）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から要介護認定の有効期間とします。但し、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区の変更の認定を受け、要介護認定期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効満了日に更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約の定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 事業者が解散した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 三 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 四 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 3 事業者は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 24 条（精算）

第 6 条第 3 項、第 8 条第 3 項及び第 15 条第 2 項第二号から第四号により本契約が終了したばあいにおいて、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 9 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

* オプション条項（契約当事者の変更）

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定め、又は契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

第 25 条（連携）

事業者は、福祉用具サービスの提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めます。

第 26 条（苦情解決）

利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情窓口で苦情を申し立てることができるとともに、事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情を受け付ける窓口を設置し適切に対応するものとする。

第 27 条（協議事項）

本契約に疑義が生じた場合、又は本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、利用者と事業者は誠意を持って協議の上、解決に努めるものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名の上、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者 住所

氏名

契約者の家族住所

氏名

（続柄： ）

事業者 住所

〒 7 1 3 － 8 1 0 3

岡山県倉敷市玉島乙島 7190-5

事業者名

福祉用具のリリーフ

代表者氏名

代表取締役 山中祥吉